| 進入灯台 | 誘導路灯 | 発光ダイオード、航空白の閃光、毎分六十閃光 | 実効光度十三万カンデラ | 滑走路04側末端から滑走路中心線の延長線上六百メートル及び九百メートルの位置 |
|---|---|---|---|---|
| | | 発光ダイオード、航空青の不動光 | 最大五カンデラ | 誘導路の両外側及びエプロンの外側 |
| | | | 最大二十カンデラ | 誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口 |
| | 誘導路中心線灯 | 発光ダイオード、航空緑、航空黄の不動光 | 航空緑最大五十カンデラ、航空黄最大五十カンデラ | 誘導路中心線上及び滑走路への出入経路上 |

**○海上保安庁告示第三十七号**

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月九日

海上保安庁長官　宮澤　康一

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

**第一条**　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表<br>（略）<br>巡視船<br>番号　船名<br>（略）<br>CL 17　なちかぜ<br>（略） | 別表<br>（略）<br>巡視船<br>番号　船名<br>（略）<br>CL 17　なちかぜ<br>CL 48　しおかぜ<br>（略） |

**第二条**　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表<br>巡視船<br>番号　船名<br>（略）<br>PM 98　ほろべつ<br>（略） | 別表<br>巡視船<br>番号　船名<br>（略）<br>PM 98　ほろべつ<br>PS 06　らいざん<br>（略） |

**第三条**　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表<br>巡視船<br>番号　船名<br>（略）<br>PS 41　かむい<br>PS 42　しらたけ<br>（略） | 別表<br>巡視船<br>番号　船名<br>（略）<br>PS 41　かむい<br>（略） |

**附　則**

この告示は、令和八年十月十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　令和八年十月三十日

二　第三条の規定　令和八年十一月二十七日

| 進入灯台 | 誘導路灯 | 白熱電灯、航空白の閃光、毎分六十閃光 | 実効光度十一万カンデラ | 滑走路04側末端から滑走路中心線の延長線上六百メートル及び九百メートルの位置 |
|---|---|---|---|---|
| | | 白熱電灯、航空青の不動光 | 最大七カンデラ | 誘導路の両外側及びエプロンの外側 |
| | | 蛍光放電灯、航空青の不動光 | 最大十二カンデラ | 誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口 |
| | 誘導路中心線灯 | 白熱電灯、航空緑、航空黄の不動光 | 航空緑最大六十カンデラ、航空黄最大六十カンデラ | 誘導路中心線上及び滑走路への出入経路上 |